

変動金利定期預金（金利保証型）規定

（預金の支払時期）

第1条 この預金は、証書記載の満期日以降に支払います。

（証券類の受入れ）

- 第2条 （1）小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りになったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに当店で返却します。

（受入金額）

第3条 この預金は、一人10万円以上1,000万円まで1万円単位の預金とし、継続、増額による預入れは出来ません。また、この預金の契約は一人5口までとし、新規預金のみとします。

（受入期間）

第4条 この預金の期間は3年とします。

（利率）

第5条 この預金の当初契約利率は、大口預金（3年）の店頭表示金利とします。

（利率の変更）

- 第6条 （1）この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応答日に変更し、変更後の利率はその日を預入日とする自由金利型定期預金（大口預金：期間3年）の店頭表示の利率を適用するものといたします。
- （2）この預金の利率は、当組合の店頭表示金利が低下しても一度上がった金利は低下いたしません。

（利息）

- 第7条 （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次の通り支払います。
- 複利扱いのこの預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び約定利率によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。また、第9条第1項および3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
- （2）解約利率

満期日前に解約する場合は、次の通り元金と共にお支払いいたします。

① 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
② 6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%
④ 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%
⑤ 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%
⑥ 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×90%

(3) この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日までの日数及び解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第8条 この預金口座は、第9条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

(預金の解約)

第9条 (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの証書(通帳)と共に提出して下さい。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(届出事項の変更、証書の再発行等)

- 第10条 (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けてください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 証書を失った場合は原則として証書の再発行はいたしません。ただし、当組合がやむをえないと判断した場合は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間を置き、また保証人を求める事があります。

(成年後見人等の届出)

- 第11条 (1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合は、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届けてください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届けてください。
- (3) すでに補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または、任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって届けて下さい。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届けてください。
- (5) 前4項の届出に前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(印鑑照合)

- 第12条 当組合所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱したうへは、それらに書類につき偽造、変造其の他の事故があってもその為が生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(譲渡、質入れの禁止)

- 第13条 (1) この預金及び証書は、譲渡または質入れする事はできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- 第14条 (1) この預金は満期が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合

に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で、預金者が保証人となっているものを担保するために、質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書（通帳）と届出の印章により記名押印した払戻請求書は直ちに当組合に届けてください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合にはその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充當に指定の無い場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞無く異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定する事ができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済する事により発生する損害金等の取扱については、当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがある時は、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について、当組合の承認を要する等の制限がある場合においても相殺する事ができるものとします。

附 則

本規定は平成18年10月26日制定

本規定は平成20年 4月 1日改定

本規定は平成24年 1月24日改定

本規定は令和 2年 4月 1日改定